



2016年6月28日

厚生労働省 健康局
結核感染症課長 浅沼 一成 様

今後の結核対策について（要望）

特定非営利活動法人ストップ結核パートナーシップ日本

代表理事 白須紀子

田中慶司

森 亨

今後の日本の結核対策のあり方に関して、以下の点についてご検討、ご配意いただけますよう、要望いたします。

1. 潜在性結核感染症治療の推進について

先の閣議決定「健康・医療戦略」に基づき策定された「医療分野研究開発推進計画」では2020年までの結核低蔓延化（結核罹患率人口十万対10以下）の達成を目標の一つに掲げており、私どもも同じ目標に向かって活動を展開しています。このために最も効果が期待されるのは、結核発病の予備軍たる既感染者（潜在性結核感染者）からの発病の防止であり、このために日本の結核対策には「潜在性結核感染症治療」が治療の一部として取り上げられています。

しかしその治療の方法は「イソニアジド6～9か月内服」という50年以上も前から的方式で、一見健康人に対して長期にわたる内服を継続させる、という患者・医療者の双方にとって大変負担の大きいものであり、その結果治療を完了するケースは100%からほど遠いのが現実です。このような問題に対処すべく米国では2011年から「イソニアジド+リファベンチン週1回3か月投与」という新しい方式が選択肢の一つに加えられ、効果が確実で、副作用も少なく、患者に優しい治療方法として、広く用いられています。日本では残念ながらリファベンチンが薬事承認されていないためこの治療方式はいまのところ高嶺の花にとどまっています。しかし上の目標の早期達成のため、日本でもこの方式が使えるように関係方面に働きかけをしていただくよう、お願ひいたします。



2. 静脈注射用リファンピシン製剤の承認と普及について

リファンピシンは最も重要な抗結核薬として不可欠の薬剤です。近年合併症を持つ患者の増大につれて、リファンピシンを含む抗結核薬も非経口投与に頼らざるをえないケースが増えております。ある調査では患者の 10%近くに達するともいわれます。イソニアジド、レボフロキサシンなどは注射剤がありますが、リファンピシンは国外では使われているものの、日本国内では使用できません。そのため、リファンピシンによる短期化学療法が使えず、長期の治療をやむなくされる事態が起こっております。このような日本独自の患者の不利益を解決すべく、静脈注射用リファンピシンが承認されるよう、関係方面の働きかけをしていただくことをお願いいたします。

3. 職場における結核集団感染の予防について

未感染者が大半を占める集団が学童生徒から青年期に移行するにつれて、近年の結核集団感染の発生の中心が学校から職場に移ってきました。職域では労働安全衛生法の規定で胸部 X 線撮影を含む健康診断が定期的に行われており、結核患者の発見に一定の役割を果たしております。しかし、非正規雇用の勤労者、零細事業所の勤労者はこの制度から漏れしており、彼らの間ではしばしば結核の発見が遅れ、そのために職場での感染の拡大という事態が発生しております。このような事態を防ぐために、零細事業所・非正規雇用勤労者への結核予防を含む健康管理の充実が図られるよう、行政がより積極的に関与するようご尽力ください。

4. 外国人結核の予防について

欧米に比べれば日本の結核患者発生に占める外国生まれの人の割合はいまのところ 10%にも達していませんが、それでも 20 歳代では既に 40%を超えており、近い将来にはさらに深刻な状況になると予想されます。目下結核高蔓延国・地域からの入国者の結核に対して、わが国では行政上はほとんど何らの積極的対策は取られていません。しかし欧米各国では一時滞在者を除く入国者に対して入国前の健康診査やその結果に対する措置（治療や追跡など）が行政サービスとして行われ、成果を上げています。このようなサービスを国際間の連携で実施する動きも出ています。日本もこのような動きに協調して、外国生まれ者の結核への積極的な行政対応に踏み出すべきであると考えられます。審議会としてもそのための関係機関への働きかけを強められますようお願いいたします。

以上